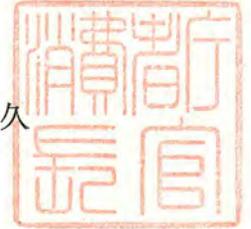




消生情第37号
平成26年2月13日

消費者委員会
委員長 河上 正二 殿

消費者庁長官 阿南 久



消費税率引上げに伴う公共交通運賃等の改定案について

消費税率引上げに伴う公共交通運賃等の改定案について、これを物価問題に関する関係閣僚会議に付議するに当たり、貴委員会の意見を求めます。

消費税率の引上げに伴う公共交通運賃等の改定について

1. 物価問題に関する関係閣僚会議に付議する公共料金等

- (1) JR旅客会社、民鉄大手15社、東京地下鉄及び6大都市の公営地下鉄の鉄道運賃
- (2) 東京都特別区内に路線を有する大手民営事業者及び6大都市の公営事業者のバス運賃
- (3) 東京都特別区に係るタクシー事業者の基本運賃
- (4) J Tのたばこ小売価格

2. 改定の概要

現行の運賃・料金体系を踏まえつつ、事業全体として108/105以内の増収となるよう、運賃・料金を改定する。

3. 改定日

平成26年4月1日（ただし、都営地下鉄及び横浜市営地下鉄は6月1日、名古屋市営地下鉄及び市営バスは9月1日）